

令和6年葛巻町議会6月定例会議 会議録（第2号）

(輝くふるさと常任委員会)

令和6年6月10日（月）

午前 10 時 開 議

【 開 会 】

【 会議録署名委員の指名 】 . . . . . 1

日程第1 会議録署名委員の指名

【 承認第1号・議案第26号・同意第2号～第10号審査 】

日程第2	承認第1号	葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについて . . . . .	1
日程第3	議案第26号	令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第1号） . . . . .	5
日程第4	同意第2号	農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて . . . . .	8
日程第5	同意第3号	農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて . . . . .	9
日程第6	同意第4号	農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて . . . . .	9
日程第7	同意第5号	農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて . . . . .	10
日程第8	同意第6号	農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて . . . . .	10
日程第9	同意第7号	農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて . . . . .	10
日程第10	同意第8号	農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて . . . . .	11
日程第11	同意第9号	農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて . . . . .	11
日程第12	同意第10号	農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて . . . . .	12

令和6年葛巻町議会6月定例会議 会議録（第2号）輝くふるさと常任委員会

告示年月日	令和6年5月30日（木）					
再開年月日	令和6年6月7日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和6年6月10日（月） 開議10時00分 散会10時41分					
委員出席状況  （凡例）  ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	委員氏名	出席の有無	議席番号	委員氏名	出席の有無
	1	竹花 結	○	6	姉帯 春治	○
	2	深澤 進	○	7	高宮 一明	○
	3	藤岡 徹	○	8	辰柳 敬一	○
	4	柴田 勇雄	○	9	山崎 邦廣	○
	5	山岸 はる美	○	10	鈴木 満	-
会議録署名委員	5 番	山岸 はる美		9 番	山崎 邦廣	
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり		議会事務局長補佐	金子 桂子	

	役職名	氏名	役職名	氏名
地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	町 長	鈴木 重男	地域整備課長 兼水道事業所長	和野 康弘
	副 町 長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	触 沢 誉
	教 育 長	石角 則行	まなび交流課長	大川原 洋一
	政策秘書課長	波紫 徳彰	病院事務局長	服部 隆行
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	主濱 隆志		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
	健康福祉課長	大石 和人		
	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	大久保 栄作		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

( 開議時刻 10時00分 )

**輝くふるさと常任委員長 ( 辰柳敬一君 )**

挨拶をします。おはようございます。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、山岸はる美委員及び山崎邦廣委員を指名します。

次に、議案審査を行います。質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

次に、日程第2、承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。  
柴田委員。

**柴田勇雄委員**

まず最初に、専決処分の関係でお伺いをいたしたいと思います。今回の承認第1号については、町税条例の専決処分の改正で、今回この承認を求める議案になっております。それからもう一つ、

過日の過疎地域の特別措置法の固定資産税の課税免除条例の一部改正がありまして、その部分につきましては報告事項というふうな形での説明がございました。

同じ条例の一部改正でありながら、1つには報告事項であり、もう一つ、今回の町税条例については承認事項というふうな形になっておりますが、この区別、非常に一般的に有権者の方々も分かりづらいものがあるのではないのかなど、このように思いますが、報告事項の部分と承認事項の違い、同じ条例の一部改正でありながら、どのような形でこのようになっているのか。町民の方々にも広くお知らせするためにも、この事項についてお伺いをいたしたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長 ( 辰柳敬一君 )**

政策秘書課長。

**政策秘書課長 ( 波紫徳彰君 )**

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。専決処分につきましては、地方自治法によりまして179条で町長の権限で行える専決処分と、地方自治法第180条で議会側の権限で町長において専決処分することができる事項というのを定めていただいております。

議会の総合条例におきまして、第9条でございますが、こちらのほうで議員が議会側のほうで定める地方自治法第180条の規定に基づく専決処分を規定していただいております。

て、その第5号としまして会計年度末における地方税法及びこれに関連する法令の改正に伴い、必要な条例の改正をすることにつきましては報告としてよいということで議会側のほうで定めていただいているほか、第6号で法令の改正または廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項または用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該法令の題名、条項または用語に係る規定を改正することについて規定されているところでございます。

当時ですが、第9条を改正した際に第5号、第6号が加わっておりましたが、第5号が加わった翌年、町税条例につきましても、こちらの第180条の規定により専決処分の報告をさせていただいたところございました。さらに、その翌年、前年度180条の報告で承認をいただいている経緯もありまして、同じく専決処分の報告、第180条の規定に基づく報告という形で提案させていただきまして、税率改正等に伴うものについては報告ではなくて承認で提案すべきではないかというご指摘をいただいたことから、その年から町税条例の税率改正に伴う際には報告ではなく承認という形で提案させていただいているものがございます。

そうしたことから、先般の報告第4号で報告させていただいております過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正につき

ましては、議会総合条例第9条の第6号の規定により報告という形で提案させていただいておりますし、町税条例につきましては以前ご指摘をいただいた経緯を踏まえまして、地方自治法第179条の町長権限による専決処分承認を求めるという形にさせていただいているものでございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

今の説明で大体は分かります。町税条例、住民負担を伴うものは、やはり時期的に専決処分しなけりゃならないものもあると思います。まさしくこれ、3月31日に法令が、地方税法が全部公布になっておりますので、多分この町税条例についても専決処分以外の方法はなかったものと思っておりますし、それからまた住民負担を伴う部分についてはやはり私も承認事項ではないのかなと、このように思っております。

また、先ほどの説明の中にありましたとおり、過疎地域の条例の一部改正については、あらかじめ議会の総合条例のほうで決まっている事項についてはということで、簡易な報告事項というふうなもので理解はしているところがございます。

引き続き町税条例の一部改正等、この住民負担に伴うものは承認事項というふうな形でのこのような提案の仕方がよろしいのじゃないのかな

と思いますが、その点についてももう一度確認の意味でお答えをいただきたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

政策秘書課長。

**政策秘書課長（波紫徳彰君）**

お答えします。町税条例の一部改正でございますが、これまでも税率の改正が伴う部分につきましては承認という形で提案させていただいておりますし、税率等の改正が伴わない一部改正の場合につきましては報告という形、あるいは通常いとまがある場合であれば議案という形で提案させていただいておりますので、今後につきましても同様の取扱いで提案させていただくということとしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

よろしくやっていただきたいと、このように思っております。

次に、町税条例の一部改正の中身について伺いたしたいと思います。今回の専決処分では、個人住民税、固定資産税、国民健康保険税の一部改正が主な内容なようでございます。いつもそうなのでございますが、町税条例の改正の部分につ

いては、本文の改正というよりは附則の関係条項が多くて、非常に分かりづらく、理解しにくい面が多々あるのがこれまでも通例でございます。

そういったような中で、個人住民税、固定資産税、国民健康保険税の今回の改正部分で、住民負担に係る改正条項で対象件数が多いもの、あるいは影響が深いもの等ございましたら、簡潔でよろしゅうございますけども、どのようなものが今回の町税条例の一部改正となっているのか、その内容についてお知らせいただきたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

住民会計課長。

**住民会計課長（坂待典子君）**

ただいまの質問にお答えします。委員おっしゃるとおり、今回の税制改正は大きく個人住民税、あと固定資産税、国民健康保険税の3つになります。

1つ目の個人の住民税の件ですが、こちらに関しては定額減税、こちらが町民に大きく影響してくるものと思っております。納税義務者、約2,400人ほどおりますけれども、均等割のみを除く所得割課税者、こちらのほうが約2,000人ほどおります。また、それに伴う扶養者970人ほどということで、計2,970人ほど、3,000人弱になりますけれども、そちらのほうが対象となります。減税額ですが、町民税の減税額が約1,700万円、県民税は1,200万円ほど、合わせて2,900万円ほど、

3,000 万弱とこちらのほうでは推計しております。

2つ目の固定資産税に関しては、主に特例の年度更新または減免等に関する事項ですので、対象者が発生すれば該当になるというもので、大きな影響はないと思っております。

また、3つ目の国民健康保険税に関してですが、こちらは3つほど細かい改正がございまして、後期高齢者支援金の賦課限度額、こちらが22万円から24万円へ引き上げたことから、該当する世帯は2万円の負担増となるものでございます。令和6年3月末時点の賦課状況から推計したところ、改正前7世帯から改正後は1世帯減少しまして6世帯ほどが対象となるものでございます。

また、軽減判定の所得の改正のほうでは5割軽減が5,000円ほど上がることで、改正前、大体162世帯ぐらいありますけれども、改正後は165世帯ということで、新たに3世帯が軽減の対象となるものでございます。2割軽減、こちらのほうは1万円上がることで、改正前が68世帯、これが70世帯ほどということで、一応2世帯増えるという推計をしております。

以上でございます。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

中身については、これらの今説明がありましたとおり、それぞれこのように影響が出てくるというふうな、改正によって。この改正等、地方税法によつての改正なわけでございますけれども、住民負担が伴う条例でございますので、条例の提案に当たりましては附則を含めて膨大な資料になっているわけでございますが、これら提案する際のチェック体制と申しますか、いろいろ内部検討されての提案かと思っておりますので、このチェック体制はどのような形での提案になっているのか、この現状についてお伺いをいたしたいと思っております。

税法でございますので、間違つてはならない中身でございますから、十分な内容検討が必要かと思っておりますので、提案する際のチェック体制についてお伺いをいたしたいと思っております。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

政策秘書課長。

**政策秘書課長（波紫徳彰君）**

お答えいたします。町税条例に限らず条例等の提案の際には、まず初めに法規担当課であります政策秘書課の担当でまず事前チェックをさせていただいております。その後、事前チェックが終わりますと、法規審査幹事会という形で、職員10名程度のメンバーになりますが、そちらのほうでさらに内容についてチェックをかけさせていただきます。その後、法規審査委員会ということで、

課長職と、あと副町長で構成します委員会でさらに法規の改正内容等のチェックをするということで、現在3段階でチェック体制を構築して条例提案等をさせていただいているところでございます。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

分かりました。じゃ、十分なチェック体制でこの条例提案がなされているというふうな理解でよろしゅうございますね。

（「はい」の声あり）

よろしゅうございます。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

ほかに質疑の方。ありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。この採決は起立によって行います。承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承

認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、日程第3、議案第26号、令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

歳入の8ページと歳出の10ページの関わりについてお伺いいたします。あるいは、説明の際に私が聞き漏らしている部分があるかとも思いますので、その際にはご容赦いただきたいと思います。

まず、歳入の部分で、地方創生の臨時交付金4,463万7,000円の補正額が計上になっておりまして、ページの10ページでは多分、価格高騰重点支援金の給付金と定額減税の補足給付金に充てるための国の10分の10の交付金かなと思っておりますが、歳入の総務費の国庫補助金の額と、10ページの給付金の額が若干、3,000万円程度でしょうか、ちょっと相違があるわけですが、ここの関わりがどのような形になるのかお伺いをいたしたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

総務課長。

総務課長。

**総務課長（松浦利明君）**

10 ページの価格高騰重点支援給付金給付事業に対応する地方創生臨時交付金 10 分の 10 で 4,400 万円、不足、ここに差額 3,000 万円ほどあるわけですが、それにつきましては 12 月に交付される予定になっているものでございます。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

そうしますと、今回は不足分の約 3,000 万円ほどは 12 月のこういったような国庫補助金のほうで予算措置するというふうな形になるのでしょうか。私のほうでは、それまではちょっと分かりませんので。

あわせて、基金繰入金が 4,900 万円ほどあるわけですが、当面この 4,900 万円の中からこちらのほうに 3,000 万円相当を繰入れをして、12 月までそのような財政調整基金の繰入れをするというふうなこともというふうな中身になっているのか、その辺は私はちょっと、説明あったと思いますが、私は聞き漏らしたのでしょうか、そういったような財政調整の部分があったのかどうかお知らせをいただきたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

**総務課長（松浦利明君）**

不足分につきましては、一旦町で支払いをするような形になりますので、今回の補正予算におきましては歳出のほうが多くて歳入が不足しておりましたので、財政調整基金で調整させていただいたところでございます。

地方創生臨時交付金につきましては 12 月と申し上げましたが、9 月になりますと決算が確定して、繰越金、そういった財源も出てくるのかなというふうな見通しを立てているものでございます。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

そうしますと、この財政調整基金 4,000 万円ほど、4,900 万円ですか、取崩しになっているわけですが、これはやがてはまた戻すというふうな形になってくるものか、確認をいたしたいと思えます。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

総務課長。

**総務課長（松浦利明君）**

今後決算確定して、先ほど申し上げました繰越

金等出てきますと、例年でございますと9月、12月、3月と徐々に余裕が出てきますので、昨年もそうございましたけども、取崩し額がなくなる程度になればいいのかなというような見通しは立てているところでございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

ほかに質疑の方。山崎委員。

#### 山崎邦廣委員

12 ページをお願いいたします。予算書の12ページであります。6款農林水産業費、1項8目の農業施設管理費、説明の2であります。道の駅くずまき高原管理経費252万4,000円の補正でございます。道の駅の食事の店舗につきましては、閉店してから時間が経過をしております。コロナのダメージなどもあったかと思われませんが、再開をするという説明でありました。このことにつきまして、その詳細、併せまして今後の方向づけにつきましてお伺いをいたします。

#### 輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

副町長。

#### 副町長（觸澤義美君）

道の駅のレストランについてのご質問であります。お答えいたします。このレストランであります。昨年の12月からでありますけれども、休業しておったところでございまして、利用者の皆

様に大変ご不便をおかけしてまいりましたこと、深くおわびを申し上げます。

経緯を少しお話ししますと、レストランの休業以降であります。新たな施設利用者に再開していただけるように、そういう中でいろいろと個人あるいは団体等との協議も進めてきたところでありました。

飲食業界であります。コロナ以降でありますけれども、行動の制限等もありまして、その後そのダメージと申しますか、これが回復に今も大変影響しておるといふ、時間がかかっている状況にあることから、そういう中で6か月ほど経過するような時期になっているわけですが、そういう中で協議と申しますか、これにも時間もかかってきたというのはいささか経緯もあるものであります。

そうした中であります。株式会社岩手くずまきワインがその運営に当たっていただくという状況に今なっておるところでございまして、メニューの試作等々を重ねまして、今月末に再開できる見込みになっておるものであります。

町といたしましても、道の駅レストランには食を通じた観光振興を担っていただき、産直ハウスくずまき高原と連携して、道の駅の魅力を、町の魅力を高めながら、利用者の拡大と申しますか促進に努めてまいりたいと、このようにも考えているものであります。

また、エリアを大きく捉えまして、くずまき高原牧場等々のエリアも含めてであります。全体

としての相乗効果も高まるように、そういう連携も図りながら、そして交流人口の拡大あるいは関係人口の拡大にも結びつけながら、町の活性化に、あるいは観光の拠点ということでさらに努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

ほかに質疑の方。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 26 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 26 号、令和 6 年度葛巻町一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、議案第 26 号、令和 6 年度葛巻町一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 4、同意第 2 号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよ

う注意願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから同意第 2 号を採決します。この採決は起立によって行います。同意第 2 号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、同意第 2 号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第 5、同意第 3 号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう注意願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから同意第 4 号を採決します。この採決は

起立によって行います。同意第4号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、同意第4号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第6、同意第4号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないようご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

(「委員長、休憩を求めます」の声あり)

暫時休憩をいたします。

(休憩時刻 10時31分)

(再開時刻 10時32分)

#### 輝くふるさと常任委員長(辰柳敬一君)

休憩前に引き続き会議を再開します。

これから同意第3号を採決します。この採決は起立によって行います。同意第3号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、同意第3号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第6、同意第4号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。この採決は起立によって行います。同意第4号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、同意第4号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第7、同意第5号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案

件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから同意第5号を採決します。この採決は起立によって行います。同意第5号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、同意第5号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第8、同意第6号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから同意第6号を採決します。この採決は起立によって行います。同意第6号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、同意第6号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第9、同意第7号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから同意第7号を採決します。この採決は起立によって行います。同意第7号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、同意第7号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めるこ

とについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第 10、同意第 8 号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから同意第 8 号を採決します。この採決は起立によって行います。同意第 8 号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、同意第 8 号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第 11、同意第 9 号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから同意第 9 号を採決します。この採決は起立によって行います。同意第 9 号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、同意第 9 号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第 12、同意第 10 号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから同意第 10 号を採決します。この採決は起立によって行います。同意第 10 号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

ては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

起立全員であります。したがって、同意第 10 号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

以上で本日の審査日程は全て終了し、本委員会に付託された事件は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

輝くふるさと常任委員会を閉会します。お疲れさまでした。

( 閉会時刻 10時41分 )